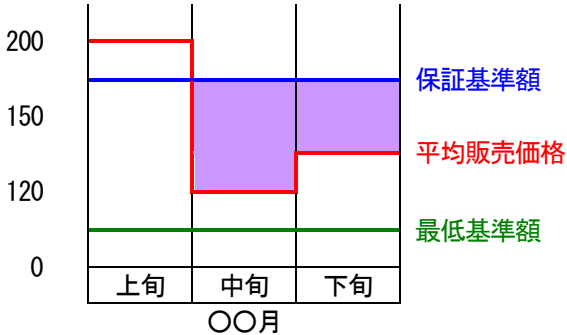
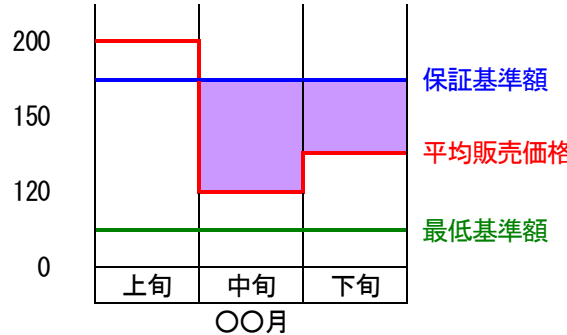
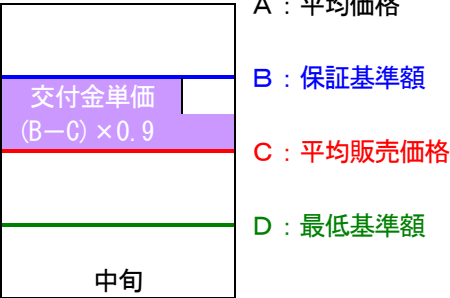
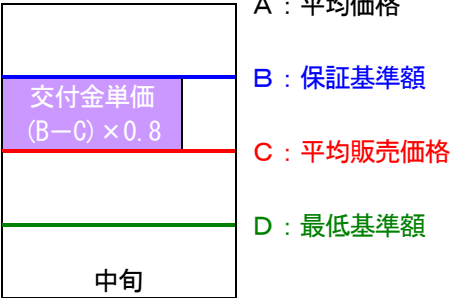


青果物価格補償制度の仕組み

区 分	秋田県園芸作物価格補償事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業																																																																														
1. 対象野菜等	<p>○ 野菜 22品目、花き 5品目</p> <table border="1" data-bbox="398 363 1225 687"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">品目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">野菜</td> <td>トマト</td> <td>ミニトマト</td> <td>きゅうり</td> <td>ピーマン</td> </tr> <tr> <td>かぼちゃ</td> <td>スイートコーン</td> <td>キャベツ</td> <td>ほうれんそう</td> </tr> <tr> <td>ねぎ</td> <td>みょうが</td> <td>アスパラガス</td> <td>だいこん</td> </tr> <tr> <td>ばれいしょ</td> <td>さやいんげん</td> <td>さやえんどう</td> <td>えだまめ</td> </tr> <tr> <td>そらまめ</td> <td>メロン(ネット系)</td> <td>チンゲンサイ</td> <td>うど</td> </tr> <tr> <td>米なす</td> <td>ししとうがらし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">花き</td> <td>輪菊</td> <td>小菊</td> <td>トルコギキョウ</td> <td>りんどう</td> </tr> <tr> <td>ダリア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目名				野菜	トマト	ミニトマト	きゅうり	ピーマン	かぼちゃ	スイートコーン	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	みょうが	アスパラガス	だいこん	ばれいしょ	さやいんげん	さやえんどう	えだまめ	そらまめ	メロン(ネット系)	チンゲンサイ	うど	米なす	ししとうがらし			花き	輪菊	小菊	トルコギキョウ	りんどう	ダリア				<p>○ 野菜 29品目（本県の実施対象品目 6品目●印）</p> <table border="1" data-bbox="1256 363 2085 687"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">品目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">特定野菜</td> <td>いちご</td> <td>●えだまめ</td> <td>かぶ</td> <td>カリフラワー</td> </tr> <tr> <td>かんしょ</td> <td>グリーンピース</td> <td>ごぼう</td> <td>こまつ</td> </tr> <tr> <td>●さやいんげん</td> <td>さやえんどう</td> <td>しゅんぎく</td> <td>しょうが</td> </tr> <tr> <td>●すいか</td> <td>セルリー</td> <td>そらまめ</td> <td>チンゲンサイ</td> </tr> <tr> <td>●生しいたけ</td> <td>にら</td> <td>にんにく</td> <td>ふき</td> </tr> <tr> <td>みずな</td> <td>みつば</td> <td>メロン</td> <td>●やまのいも</td> </tr> <tr> <td>れんこん</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要特定</td> <td>かぼちゃ</td> <td>●アスパラガス</td> <td>スイートコーン</td> <td>ブロッコリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の品目は、国が設定しております。</p>	区分	品目名				特定野菜	いちご	●えだまめ	かぶ	カリフラワー	かんしょ	グリーンピース	ごぼう	こまつ	●さやいんげん	さやえんどう	しゅんぎく	しょうが	●すいか	セルリー	そらまめ	チンゲンサイ	●生しいたけ	にら	にんにく	ふき	みずな	みつば	メロン	●やまのいも	れんこん				重要特定	かぼちゃ	●アスパラガス	スイートコーン	ブロッコリー
区分	品目名																																																																															
野菜	トマト	ミニトマト	きゅうり	ピーマン																																																																												
	かぼちゃ	スイートコーン	キャベツ	ほうれんそう																																																																												
	ねぎ	みょうが	アスパラガス	だいこん																																																																												
	ばれいしょ	さやいんげん	さやえんどう	えだまめ																																																																												
	そらまめ	メロン(ネット系)	チンゲンサイ	うど																																																																												
	米なす	ししとうがらし																																																																														
	花き	輪菊	小菊	トルコギキョウ	りんどう																																																																											
ダリア																																																																																
区分	品目名																																																																															
特定野菜	いちご	●えだまめ	かぶ	カリフラワー																																																																												
	かんしょ	グリーンピース	ごぼう	こまつ																																																																												
	●さやいんげん	さやえんどう	しゅんぎく	しょうが																																																																												
	●すいか	セルリー	そらまめ	チンゲンサイ																																																																												
	●生しいたけ	にら	にんにく	ふき																																																																												
	みずな	みつば	メロン	●やまのいも																																																																												
	れんこん																																																																															
	重要特定	かぼちゃ	●アスパラガス	スイートコーン	ブロッコリー																																																																											
2. 面積要件等	<p>○ 面積又は規模 （特に設定はありません。）</p> <p>○ 出荷要件 （特に設定はありません。）</p> <p>○ 販売要件</p> <table border="1" data-bbox="398 1158 1225 1297"> <tbody> <tr> <td>1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）</td> </tr> <tr> <td>2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。</td> </tr> </tbody> </table>	1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）	2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。	<p>○ 面積又は規模</p> <table border="1" data-bbox="1256 794 2085 938"> <thead> <tr> <th>品目名</th> <th>栽培面積又は規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えだまめ・やまのいも・すいか アスパラガス・さやいんげん・かぼちゃ</td> <td>概ね 5ha 以上</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ</td> <td>概ね ほだ木5万本以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 出荷要件</p> <table border="1" data-bbox="1256 1010 2085 1082"> <tbody> <tr> <td>対象野菜の出荷数量の合計が、その区域内の出荷数量の2/3を超えるか又は、これを超える見込みが確実であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 販売要件</p> <table border="1" data-bbox="1256 1153 2085 1297"> <tbody> <tr> <td>1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）</td> </tr> <tr> <td>2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。</td> </tr> </tbody> </table>	品目名	栽培面積又は規模	えだまめ・やまのいも・すいか アスパラガス・さやいんげん・かぼちゃ	概ね 5ha 以上	生しいたけ	概ね ほだ木5万本以上	対象野菜の出荷数量の合計が、その区域内の出荷数量の2/3を超えるか又は、これを超える見込みが確実であること。	1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）	2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。																																																																			
1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）																																																																																
2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。																																																																																
品目名	栽培面積又は規模																																																																															
えだまめ・やまのいも・すいか アスパラガス・さやいんげん・かぼちゃ	概ね 5ha 以上																																																																															
生しいたけ	概ね ほだ木5万本以上																																																																															
対象野菜の出荷数量の合計が、その区域内の出荷数量の2/3を超えるか又は、これを超える見込みが確実であること。																																																																																
1. J A全農あきたを通じて、出荷したものであって市場販売したものであること。（買付含む）																																																																																
2. J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるものであって検査品であること。																																																																																
3 交付予約数量の申込み	<p>○ 事業を行うJ Aは、予め策定した出荷計画に基づき、業務区分（対象品目・対象出荷期間・対象市場群）ごとの数量を協会に申込みます。</p>	<p>○ 対象産地のJ Aは、予め作成した供給計画に基づき、業務区分（対象品目・対象出荷期間・対象市場群）ごとの数量を協会に申込みます。</p>																																																																														

区 分	秋田県園芸作物価格補償事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業																				
<p>4 保証基準額、最低基準額、資金造成単価及び事務費負担金単価</p>	<p>○ 平均価格…………… J A全農あきたを通じて出荷販売した県産品の過去5ヵ年（H28～R2）の最低・最高を除く中庸3ヵ年の加重平均価格</p> <p>○ 保証基準額…………… 平均価格×0.9</p> <p>○ 最低基準額…………… 平均価格×0.6</p> <p>○ 資金造成単価…………… （保証基準額－最低基準額）×0.9</p> <p>○ 事務費負担金単価……… 資金造成単価×2.5%</p>	<p>○ 平均価格…………… 過去（6ヵ年）の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の平均（H26～R元）</p> <p>○ 保証基準額…………… 平均価格×0.8</p> <p>○ 最低基準額…………… 平均価格×0.55</p> <p>○ 資金造成単価…………… （保証基準額－最低基準額）×0.8</p> <p>○ 事務費負担金単価……… 資金造成単価×2.5%（すいかは2.0%）</p>																				
<p>5 交付準備金の造成と負担割合</p>	<p>○ 価格差補給交付金等の交付にあてる準備金として、3の交付予約数量に業務区分ごとに定められた資金造成単価を乗じた額を、次の負担割合で協会に積立てておきます。</p> <p>○ 負担割合</p> <table border="1" data-bbox="398 756 1225 863"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>秋田県</th> <th>全農</th> <th>市町村</th> <th>農協</th> <th>生産者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合</td> <td>40% (※A)</td> <td>10% (5%)</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内の数字は、交付準備金の実造成負担割合です。 ※A 補給金の交付に支障を来たさない予算の範囲内で造成する。</p>	区 分	秋田県	全農	市町村	農協	生産者	負担割合	40% (※A)	10% (5%)	10%	10%	30%	<p>○ 価格差補給交付金等の交付にあてる準備金として、3の交付予約数量に業務区分ごとに定められた資金造成単価を乗じた額を、次の負担割合で協会に積立てておきます。（なお、国は、交付時に3分の1の額を助成します。）</p> <p>○ 負担割合</p> <table border="1" data-bbox="1256 756 2083 863"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>秋田県</th> <th>国</th> <th>生産者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合 (重要特定野菜)</td> <td>3分の1 (4分の1)</td> <td>3分の1 (2分の1)</td> <td>3分の1 (4分の1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重要特定野菜区分の負担割合は、H23年10月以降分より対象。</p>	区 分	秋田県	国	生産者	負担割合 (重要特定野菜)	3分の1 (4分の1)	3分の1 (2分の1)	3分の1 (4分の1)
区 分	秋田県	全農	市町村	農協	生産者																	
負担割合	40% (※A)	10% (5%)	10%	10%	30%																	
区 分	秋田県	国	生産者																			
負担割合 (重要特定野菜)	3分の1 (4分の1)	3分の1 (2分の1)	3分の1 (4分の1)																			
<p>6 事務費負担金</p>	<p>○ 協会の財政健全化対策の一環として、生産者（受益者負担）からの事務費負担金を徴収しており（平成16年度より実施）、当該事務費負担金の額は、3の交付予約数量に4の事務費負担単価を乗じた額となります。</p>	<p>○ 協会の財政健全化対策の一環として、生産者（受益者負担）からの事務費負担金を徴収しており（平成16年度より実施）、当該事務費負担金の額は、3の交付予約数量に4の事務費負担単価を乗じた額となります。</p>																				
<p>7 価格差補給交付金等の交付</p>	<p>○ 業務区分ごとに、旬別の平均販売価格（C）が保証基準額（B）を下回ったとき、次の算式で求められた額が交付されます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{交付対象数量} (\times 1) \times \text{交付単価} (\times 2) = \text{価格差補給交付金}$ </div> <p>※1 交付予約数量 ≥ 対象出荷期間出荷数量合計の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旬別の出荷数量 <p>交付予約数量 < 対象出荷期間出荷数量合計の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旬別の出荷数量 × 交付予約数量 ÷ 対象出荷期間出荷数量合計 <p>※2 （保証基準額－旬別平均販売価格）×0.9</p>	<p>○ 業務区分ごとに、旬別の平均販売価格（C）が保証基準額（B）を下回ったとき、次の算式で求められた額が交付されます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{交付対象数量} (\times 1) \times \text{交付単価} (\times 2) = \text{価格差補給交付金}$ </div> <p>※1 交付予約数量 ≥ 対象出荷期間出荷数量合計の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旬別の出荷数量 <p>交付予約数量 < 対象出荷期間出荷数量合計の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旬別の出荷数量 × 交付予約数量 ÷ 対象出荷期間出荷数量合計 <p>※2 （保証基準額－旬別平均販売価格）×0.8</p>																				

区 分	秋田県園芸作物価格補償事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業																																										
<p>8 業務区分別基準価格</p>	<p>○ 業務区分別基準額等 (基準額等は現行とは一致しない。)</p> <table border="1" data-bbox="398 263 1225 475"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務区分</th> <th rowspan="2">保証基準額 円/kg</th> <th rowspan="2">最低基準額 円/kg</th> <th rowspan="2">資金 造成単価 円/kg</th> <th rowspan="2">事務費負 担金単価 円/kg</th> </tr> <tr> <th>対象野菜</th> <th>対象期間</th> <th>対象市場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">きゅうり</td> <td rowspan="2">7~9</td> <td>東北</td> <td>182.00</td> <td>121.00</td> <td>54.90</td> <td rowspan="2">1.04</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>170.00</td> <td>113.00</td> <td>51.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記と同様に他の品目にあっても基準額が設定されています。</p>	業務区分			保証基準額 円/kg	最低基準額 円/kg	資金 造成単価 円/kg	事務費負 担金単価 円/kg	対象野菜	対象期間	対象市場	きゅうり	7~9	東北	182.00	121.00	54.90	1.04	関東	170.00	113.00	51.30	<p>○ 業務区分別基準額等 (基準額等は現行とは一致しない。)</p> <table border="1" data-bbox="1256 263 2083 481"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務区分</th> <th rowspan="2">保証基準額 円/kg</th> <th rowspan="2">最低基準額 円/kg</th> <th rowspan="2">資金 造成単価 円/kg</th> <th rowspan="2">事務費負 担金単価 円/kg</th> </tr> <tr> <th>対象野菜</th> <th>対象期間</th> <th>対象市場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスパラ ガス</td> <td rowspan="2">7~9</td> <td>東北</td> <td>826.50</td> <td>568.20</td> <td>206.64</td> <td rowspan="2">4.26</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>876.50</td> <td>602.48</td> <td>219.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記と同様に他の品目にあっても基準額が設定されています。</p>	業務区分			保証基準額 円/kg	最低基準額 円/kg	資金 造成単価 円/kg	事務費負 担金単価 円/kg	対象野菜	対象期間	対象市場	アスパラ ガス	7~9	東北	826.50	568.20	206.64	4.26	関東	876.50	602.48	219.22
業務区分			保証基準額 円/kg	最低基準額 円/kg					資金 造成単価 円/kg	事務費負 担金単価 円/kg																																		
対象野菜	対象期間	対象市場																																										
きゅうり	7~9	東北	182.00	121.00	54.90	1.04																																						
		関東	170.00	113.00	51.30																																							
業務区分			保証基準額 円/kg	最低基準額 円/kg	資金 造成単価 円/kg	事務費負 担金単価 円/kg																																						
対象野菜	対象期間	対象市場																																										
アスパラ ガス	7~9	東北	826.50	568.20	206.64	4.26																																						
		関東	876.50	602.48	219.22																																							
<p>9 交付準備金の 造成イメージ</p>	<p>○ 交付準備金の造成</p> <table border="1" data-bbox="398 624 1225 836"> <thead> <tr> <th>秋田県 40% (※A)</th> <th>全農 10% (5%)</th> <th>市町村 10%</th> <th>農協 10%</th> <th>生産者 30%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.26</td> <td>2.565</td> <td>5.13</td> <td>5.13</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 未造成分</td> <td colspan="3">同左</td> </tr> <tr> <td colspan="5">51.30円 (実造成額は38.475円となります。)</td> </tr> </tbody> </table>	秋田県 40% (※A)	全農 10% (5%)	市町村 10%	農協 10%	生産者 30%	10.26	2.565	5.13	5.13	1.39	※ 未造成分		同左			51.30円 (実造成額は38.475円となります。)					<p>○ 交付準備金の造成</p> <table border="1" data-bbox="1256 624 2083 836"> <thead> <tr> <th>秋田県 (3分の1) (4分の1)</th> <th>生産者 (3分の1) (4分の1)</th> <th>国 (3分の1) (2分の1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68.88</td> <td>68.88</td> <td>※ 未造成分 国が管理しています</td> </tr> <tr> <td colspan="3">206.64円 (実造成額は137.76円となります。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下段の括弧書きの割合は、重要特定野菜区分の割合です。</p>	秋田県 (3分の1) (4分の1)	生産者 (3分の1) (4分の1)	国 (3分の1) (2分の1)	68.88	68.88	※ 未造成分 国が管理しています	206.64円 (実造成額は137.76円となります。)															
秋田県 40% (※A)	全農 10% (5%)	市町村 10%	農協 10%	生産者 30%																																								
10.26	2.565	5.13	5.13	1.39																																								
※ 未造成分		同左																																										
51.30円 (実造成額は38.475円となります。)																																												
秋田県 (3分の1) (4分の1)	生産者 (3分の1) (4分の1)	国 (3分の1) (2分の1)																																										
68.88	68.88	※ 未造成分 国が管理しています																																										
206.64円 (実造成額は137.76円となります。)																																												
<p>10 事務費負担 金</p>	<p>○ 上記8の事務費負担金 (1.04円/kg) は、全額生産者が負担しております。</p>	<p>○ 上記8の事務費負担金 (4.26円/kg) は、全額生産者が負担しております。</p>																																										
<p>11 価格差補給 交付金のイ メージ</p>	<p>○ 価格差補給 交付金は、旬 別平均販売価 格が保証基準 額を下回った 場合に対象と なります。 但し、最低 基準額を下回 った場合には 最低基準額が 下限となります。</p> 	<p>○ 価格差補給 交付金は、旬 別平均販売価 格が保証基準 額を下回った 場合に対象と なります。 但し、最低 基準額を下回 った場合には 最低基準額が 下限となります。</p> 																																										

区 分	秋田県園芸作物価格補償事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業																																														
1 2 交付金単価の計算	<p>○ 交付金の単価は、保証基準額から旬別平均販売価格を差し引いた金額に補てん率（0.9）を乗じた額となります。</p> 	<p>○ 交付金の単価は、保証基準額から旬別平均販売価格を差し引いた金額に補てん率（0.8）を乗じた額となります。</p> 																																														
1 3 価格差補給交付金のイメージ	<p>○ 価格差補給交付金 対象となった旬の価格差補給交付金の計算は、対象旬の出荷数量に上記の12で計算された交付金単価を乗じた額となります。</p> <p>【計算例】 (単位：円/kg)</p> <table border="1" data-bbox="456 911 1227 1123"> <tr> <td rowspan="3">条件</td> <td>◆ 保証基準額</td> <td>170.00</td> <td>◆ 平均販売価格</td> <td>136.67</td> </tr> <tr> <td>◆ 最低基準額</td> <td>113.00</td> <td>◆ 交付金単価</td> <td>30.00</td> </tr> <tr> <td>◆ 資金造成単価</td> <td>51.30</td> <td>計算式 (170.00 - 136.67) × 0.9</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆ 対象旬の出荷数量……10,000kg</p> <table border="1" data-bbox="465 1193 1227 1326"> <tr> <td>対象旬の出荷数量</td> <td>×</td> <td>交付金単価</td> <td>=</td> <td>価格差補給交付金</td> </tr> <tr> <td>10,000kg</td> <td></td> <td>30.00円/kg</td> <td></td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>※ この計算は、対象となった旬ごとに行うこととなります。</p>	条件	◆ 保証基準額	170.00	◆ 平均販売価格	136.67	◆ 最低基準額	113.00	◆ 交付金単価	30.00	◆ 資金造成単価	51.30	計算式 (170.00 - 136.67) × 0.9		対象旬の出荷数量	×	交付金単価	=	価格差補給交付金	10,000kg		30.00円/kg		300,000円	<p>○ 価格差補給交付金 対象となった旬の価格差補給交付金の計算は、対象旬の出荷数量に上記の12で計算された交付金単価を乗じた額となります。</p> <p>【計算例】 (単位：円/kg)</p> <table border="1" data-bbox="1314 911 2085 1123"> <tr> <td rowspan="3">条件</td> <td>◆ 保証基準額</td> <td>826.50</td> <td>◆ 平均販売価格</td> <td>789.00</td> </tr> <tr> <td>◆ 最低基準額</td> <td>568.27</td> <td>◆ 交付金単価</td> <td>30.00</td> </tr> <tr> <td>◆ 資金造成単価</td> <td>206.58</td> <td>計算式 (826.50 - 789.00) × 0.8</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆ 対象旬の出荷数量……10,000kg</p> <table border="1" data-bbox="1323 1193 2085 1326"> <tr> <td>対象旬の出荷数量</td> <td>×</td> <td>交付金単価</td> <td>=</td> <td>価格差補給交付金</td> </tr> <tr> <td>10,000kg</td> <td></td> <td>30.00円/kg</td> <td></td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>※ この計算は、対象となった旬ごとに行うこととなります。</p>	条件	◆ 保証基準額	826.50	◆ 平均販売価格	789.00	◆ 最低基準額	568.27	◆ 交付金単価	30.00	◆ 資金造成単価	206.58	計算式 (826.50 - 789.00) × 0.8		対象旬の出荷数量	×	交付金単価	=	価格差補給交付金	10,000kg		30.00円/kg		300,000円
条件	◆ 保証基準額		170.00	◆ 平均販売価格	136.67																																											
	◆ 最低基準額		113.00	◆ 交付金単価	30.00																																											
	◆ 資金造成単価	51.30	計算式 (170.00 - 136.67) × 0.9																																													
対象旬の出荷数量	×	交付金単価	=	価格差補給交付金																																												
10,000kg		30.00円/kg		300,000円																																												
条件	◆ 保証基準額	826.50	◆ 平均販売価格	789.00																																												
	◆ 最低基準額	568.27	◆ 交付金単価	30.00																																												
	◆ 資金造成単価	206.58	計算式 (826.50 - 789.00) × 0.8																																													
対象旬の出荷数量	×	交付金単価	=	価格差補給交付金																																												
10,000kg		30.00円/kg		300,000円																																												

区 分	秋田県園芸作物価格補償事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業																																																														
14 交付準備金の取崩と価格差補給交付金の交付	<p>○ 交付準備金の取崩 価格差補給交付金を交付するため予め積立していた交付準備金の取崩を行うこととなります。 各団体の取崩割合は、上記の5の負担割合と同様となります。</p> <p>【各団体の取崩額】</p> <table border="1" data-bbox="465 440 1225 686"> <tr> <td>価格差補給 交 付 金</td> <td>×</td> <td>各団体の割合</td> <td>=</td> <td>交付準備金 取 崩 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">300,000 円</td> <td rowspan="5">×</td> <td>県</td> <td>40%</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>全農</td> <td>10%</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>10%</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>10%</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>生産者</td> <td>30%</td> <td>90,000 円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="398 719 1225 903"> <tr> <td>秋田県 40%</td> <td>全農 10%</td> <td>市町村 10%</td> <td>農協 10%</td> <td>生産者 30%</td> </tr> <tr> <td>120,000</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）</td> </tr> </table> <p>○ 価格差補給交付金の交付 上記の交付準備金の取崩を行い、協会から対象JAに対し交付され、更に、JAは、対象旬の生産者出荷実績を基に配分計算を行い生産者に交付することとなります。</p>	価格差補給 交 付 金	×	各団体の割合	=	交付準備金 取 崩 額	300,000 円	×	県	40%	120,000 円	全農	10%	30,000 円	市町村	10%	30,000 円	農協	10%	30,000 円	生産者	30%	90,000 円	秋田県 40%	全農 10%	市町村 10%	農協 10%	生産者 30%	120,000	30,000	30,000	30,000	90,000	価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）					<p>○ 交付準備金の取崩 価格差補給交付金を交付するため予め積立していた交付準備金の取崩を行うこととなります。 各団体の取崩割合は、上記の5の負担割合と同様となります。 なお、国の取崩額は、助成金として交付を受けることとなります。</p> <p>【各団体の取崩額】</p> <table border="1" data-bbox="1323 440 2085 681"> <tr> <td>価格差補給 交 付 金</td> <td>×</td> <td>各団体の割合</td> <td>=</td> <td>交付準備金 取 崩 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">300,000 円</td> <td rowspan="3">×</td> <td>県</td> <td>1/3</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>生産者</td> <td>1/3</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>100,000 円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1256 715 2085 903"> <tr> <td>秋田県 (3分の1)</td> <td>生産者 (3分の1)</td> <td>国 (3分の1)</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000 国から助成金受領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）</td> </tr> </table> <p>○ 価格差補給交付金の交付 上記の交付準備金の取崩を行い、協会から対象JAに対し交付され、更に、JAは、対象旬の生産者出荷実績を基に配分計算を行い生産者に交付することとなります。</p>	価格差補給 交 付 金	×	各団体の割合	=	交付準備金 取 崩 額	300,000 円	×	県	1/3	100,000 円	生産者	1/3	100,000 円	国	1/3	100,000 円	秋田県 (3分の1)	生産者 (3分の1)	国 (3分の1)	100,000	100,000	100,000 国から助成金受領	価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）		
価格差補給 交 付 金	×	各団体の割合	=	交付準備金 取 崩 額																																																												
300,000 円	×	県	40%	120,000 円																																																												
		全農	10%	30,000 円																																																												
		市町村	10%	30,000 円																																																												
		農協	10%	30,000 円																																																												
		生産者	30%	90,000 円																																																												
秋田県 40%	全農 10%	市町村 10%	農協 10%	生産者 30%																																																												
120,000	30,000	30,000	30,000	90,000																																																												
価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）																																																																
価格差補給 交 付 金	×	各団体の割合	=	交付準備金 取 崩 額																																																												
300,000 円	×	県	1/3	100,000 円																																																												
		生産者	1/3	100,000 円																																																												
		国	1/3	100,000 円																																																												
秋田県 (3分の1)	生産者 (3分の1)	国 (3分の1)																																																														
100,000	100,000	100,000 国から助成金受領																																																														
価格差補給交付金 300,000 円（上記の金額を取崩します。）																																																																
15 交付準備金残額の翌年度繰越	<p>○ 交付準備金残額 価格差補給交付金の交付に伴う交付準備金の取崩後及び対象とならなかった場合の交付準備金残額については、翌年度に繰越されることとなります。</p>	<p>○ 交付準備金残額 価格差補給交付金の交付に伴う交付準備金の取崩後及び対象とならなかった場合の交付準備金残額については、翌年度に繰越されることとなります。</p>																																																														